平成２５年（フ）第７号
和歌山県日高郡日高川町大字初湯川350番地
債務者　山本　敏幸
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第１１号
長崎県五島市東浜町１丁目17番６号、住民票上の前住所長崎県五島市江川町12番地11
債務者　勝木　茂樹
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第１２号
長崎県五島市東浜町１丁目17番６号、住民票上の前住所長崎県五島市江川町12番地11
債務者　勝木唯津美
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第３２号
北海道美唄市東３条北２丁目１番20―307号
債務者　山崎　悦子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４４号
北海道岩見沢市４条西11丁目１番地８　ルピナスビル306号
債務者　對馬　澄子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第８５号
北海道登別市新生町３丁目21番地11　グリーンハイツ207号
債務者　對馬　幸敏
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
盛岡市東安庭３丁目15番29号　オンディーヌＡ202号
債務者　坂井　孝子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３３号
山形県鶴岡市羽黒町手向字手向74番地
債務者　鈴木　吉昭
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第６５号
新潟県村上市羽黒口３番36号　丸石ハイツ203
債務者　楠田ひろ子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第６０号
新潟県上越市大字大貫3977番地７
債務者　井中　睦子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６５号
新潟県妙高市大字上新保991番地の１
債務者　下鳥　充子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６８号
新潟県上越市大字上源入471番地の１
債務者　牛木　優一
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２１５号
香川県高松市松島町１丁目９番７号　コート松島Ⅰ102号室
債務者　加治　輝雄
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５４号
長崎県長崎市大手１丁目20番33号　グリーンコーポ大手町203、旧住所長崎県長崎市坂本２丁目28番18号
債務者　長澤　博俊
1　決定年月日時　平成25年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５６号
長崎県長崎市西山２丁目35番８号　ハイツＡ101号
債務者　松田　幸重（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
仙台市青葉区国見ケ丘５丁目43番51号　スカーラヒルズ仙台ガーデンW1216
債務者　白井　範子（旧姓峰田）
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４１７号
仙台市青葉区五橋２丁目４番14―1003号
債務者　久保　夕佳
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係